

総務文教常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和6年10月10日(木) 午後1時30分から午後3時15分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 桑原委員長、小野塚副委員長、今成、高柳、大島、中村 各委員
- 4 説明者 青柳総務部長、織田澤総務課長、角田企画政策課長、横山契約検査課長
星野教育部長、栗原教育総務課長、林学校教育課長
- 5 事務局 武井事務局長、峰岸次長兼庶務係長
- 6 傍聴議員 なし
- 7 議 事 (1) 総務部各課の所管事項報告・調査事項説明
(2) 教育部各課の所管事項報告・調査事項説明
(3) 総務部及び教育部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(4) 今後の日程について
(5) その他

8 会議の概要

(1) 総務部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(1) 総務部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。

まず、企画政策課の所管に係る事項について説明願う。

(角田企画政策課長 説明)

ア 企画政策課

・報告事項

1 沼田市デジタル田園都市国家構想総合戦略(素案)の詳細について

・報告事項

2 森林文化都市アクションプラン(素案)議員説明会の開催について

○企画政策課長 まず、1の「沼田市デジタル田園都市国家構想総合戦略(素案)の詳細について」である。説明会では素案、今後のスケジュール及び意見書の提出方法について、御説明したが、足りない部分が多々あったことと思う。

本日は、素案の詳細についてということであるが、資料が補足資料と併せて、100ページ程のボリュームになるので、全体の詳細説明ではなく、例えばここについてというような御質疑をいただければと思う。

また、意見書の提出に当たり、ここが分からないと意見書の提出ができない等あれば、この場でお答えできることは、お答えさせていただき、十分にお答えできない部分については、申し訳ないが企画政策課窓口にて対応させていただければと思う。

なお、本日は参考資料として、デジタル田園都市国家構想資料の中から、デジタル田園都市国家構想交付金と企業版ふるさと納税を抜粋したものを御用意させていただいた。総合戦略イコール交付金というわけではないが、多くの議員の関心事項であるので、参考として添付させていただいた。また、8月の常任委員会で本市の交付金申請状況を聞かれた

際、十分にお答えできない部分があったが、今年度は、群馬県、昭和村と連携して実施する「ぐんまブランドのワールドワイド推進事業」、本市では産業振興課が所管する海外販路事業が該当となるが、こちらのみの申請、交付決定である。8月に交付決定のあった第2回の募集については申請していない。

また、9ページに企業版ふるさと納税の資料があるが、現状の制度では、記載のとおり、寄附に対しての実質企業負担は約1割となる税額控除がある。この制度を活用するため、地方公共団体が地方版総合戦略を策定し、策定した地方版総合戦略を基に地域再生計画を作成し、計画の認定を経て、企業から寄附を受ける、という流れになる。自主財源の乏しい本市において、企業版ふるさと納税は、大変重要な財源であるので、改めて紹介させていただく。

続いて、2の「森林文化都市アクションプラン（素案）の議員説明会の開催について」報告させていただく。本日、資料は御用意できていないが、6月の常任委員会にて報告させていただいた本アクションプランについて、作成中の素案を議員の皆様にお示しし、意見を伺いたいと考えている。こちらについては、11月を予定しているが、詳細については、議会事務局と調整の上、改めて連絡させていただくのでよろしくお願いしたい。

次に、項目にはないが、2件追加で報告させていただく。1件目は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（進行管理）についてであるが、10月15日から11月13日までの期間で、パブリックコメントを実施する。委員の皆様にもお配りさせていただいたが、御確認のほどよろしくお願いする。

2件目は、本日机上配付させていただいた「ぬまたんちLINEスタンプ事業」についてであるが、市制施行70周年記念事業として作成した「ぬまたんち」のLINEスタンプを本日から販売するので、報告させていただく。

企画政策課からは、以上である。

○委員長 説明が終わった。まず、1調査事項「沼田市デジタル田園都市国家構想総合戦略（素案）の詳細について」質疑を行うが、実はこの間、課長が言ったとおり素案説明であるからこちらでも調査事項と言いつつも、その中から抜粋というよりも、先ほど説明があったとおり、詳細な中身ではなく大きな中身としての説明をしていただいている。25日までに皆さんのほうでも、疑問点等あれば口頭ではなく文書でという説明があったと思う。今日は、そういう意味で詳細を聞いても、お答えできないと思うので、添付していただいたこの概要等で質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 このデジタル田園都市国家構想を各自治体で総合戦略として定めていると思うが、どの自治体もいろいろ国から事業採択になるときの交付金を受け取るための窓口的なもので策定すると思うのだが、国から事業を実施するときの交付金の窓口は、ほとんどこれに該当してくるのか。

○企画政策課長 もちろん事業の内容によって、これが当てはまるものと当てはまらないものがあると思う。大きな趣旨としてはデジタルを活用した施策ということで、国が打ち出しているので、これ以外のもので当てはまるものも数多くあると認識している。

○中村委員 デジタル田園都市国家構想なので、事業によっては国からの交付金を受け入れる形の窓口になると思うが、例えば国が何%、県が何%であるといったときに、県が絡む場合も企画政策課が窓口になることが予定されるのか。

○企画政策課長 例えばデジタル田園都市国家構想交付金が2分の1で、そのほか県が補助金を出すという制度も中にはある。そちらについては、デジタル田園都市国家構想交付金とは別に県が出すなど、県が別に定めたものになるので、まずデジタル田園都市国家構想交付金の申請をして、該当にならなくても、県の補助が受けられるものもある。また、両方を受けられるものもあるので、双方に申請をする形になると思う。

○中村委員 財政関係で厳しい状況にある状況の中で、この沼田市デジタル田園都市国家構想総合戦略を定めて、いろいろな事業交付金、数多く補助金を受け取れるような事業実施をぜひ職員として検討して、採択に向け頑張っていただきたい。

○企画政策課長 交付金ありきということではなく、財政状況も大変厳しいものであるので、行う施策が例えばデジタル田園都市国家構想交付金の概要に合致すれば、率先して活用できるように進めて参りたいと考えている。

○委員長 私のほうからいいか。

○副委員長 委員長。

○委員長 詳細はもちろんだが、考え方を少し変えさせてもらいたいと思うが、行政側のイメージで皆さん聞いていると思うが、民間側の提案についてお聞きしたいが、民間側から何か提案したときに、行政側がそれに対して計画してくれたときに、民間提案の場合は協議会組織でないと、提出ができないのか。過去は確かそうであったと思うが、現状どうなっているか、お伺いしたい。

○企画政策課長 おおむね行政が絡まないといけないということになっているので、地域再生団体であるとか協議会を組織して、一緒に進めていくということで、申請をさせていただく形になろうかと思う。

○委員長 そうなったときは、企画政策課が窓口になりデジタル田園都市国家構想は出していると思うが、来年度以降に沼田市デジタル田園都市国家構想総合戦略をまとめていくであろうが、先ほどの民間提案の場合、窓口は今後企画政策課で、民間提案に対しての審議も企画政策課がやるのか、もしくは、所管課がやるのか。私個人的に思うには、やはり事前窓口は来年度企画政策課がやっていかないと駄目ではないかと思う。その辺の検討を教えてください。

○企画政策課長 事業の内容によって、主で関係してくる課が変わってくるかと思う。企画政策課はノータッチということではなく、例えば交付金の窓口については企画政策課で事業の内容によっては産業振興課と連携するなど、民間事業者、産業振興課、企画政策課、3者での形になると思う。

○委員長 それでは、行政側にしてみればそのような形はもちろん取っているのであろうと思うが、民間側にしてみると個人も含めて協議会をつくったときに、まず一步を踏み出すときに、最初の一步はすごく分かりづらいと思う。当然この交付金が一本化で、今後当然済むのではないか。今後、民間企業側のほうも多分恐らく進んでいくと思う。そのときの窓口は最初にどこを訪ねればいいのか。その辺の対応はどう考えているか。

○企画政策課長 まずは企画政策課にお問い合わせいただければと思う。事業の内容に応じて担当課を御案内させていただき、一緒にサポートしていく形になると思う。

○委員長 分かった。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、企業版のふるさと納税について、分けて確認させてもらう。企業版ふるさと納税について何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に進む。2 報告事項「森林文化都市アクションプラン（素案）議員説明会の開催について」質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 アクションプランで職員が組織している推進委員会について、昨日の森林文化都市講演会では、庁内推進委員全員が参加していたのか。

○企画政策課長 庁内の若手職員で構成する庁内推進委員は 1 名業務の関係で欠席であったが、ほぼ全員出席であった。

○中村委員 今まで市民憲章や森林文化都市宣言をしていただだけで、このようなアクションプランで、森林文化とはどういうものか、それに絡んだプランは設定してこなかったのが実情だと思う。全国でも飯能市と山形の鶴岡市が宣言していると思うが、ぜひプランを掲げて、森林文化都市宣言に基づく事業の実施に踏み込んでいただければありがたい。プランを策定してから、いろいろな構想を策定し、発表していくまでの期間、計画はどのような形で行っていくのか伺いたい。

○企画政策課長 11月に委員の皆様にご説明をさせていただき、その後、まだ日時は決まっていないが公式に発表させていただく。その中には施策も盛り込まれる内容になるかと思う。早い段階で進めていけるように準備を進める。現時点で具体的にいつというのは明確にお答えできないが、御了承いただきたい。

○中村委員 先ほど言った11月に議会へ開催予定を連絡するということでは、その流れを説明する状況になるのか。

○企画政策課長 11月の段階では、なぜこのアクションプランをつくるのかということと、あと庁内推進委員の中で検討を重ねた施策について、お示しをさせていただく形になる。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 このアクションプランについては、先日講演会があったときに、土に還る粘土や制服のリサイクルなど、そういった具体的な施策があつてそういうものが出てくると思うのだが、それは多分、個別の事業、プラン計画であると思うのだが、その上位というか、沼田市の森林文化都市というものは、このような計画で上位計画をしっかりとらわれる予定があるのか教えていただきたい。

○企画政策課長 森林文化都市がこういうものであるという計画をつくるものではなく、森林文化都市宣言がいわゆる理念という形で位置づけされているので、総合計画、市民憲章、森林文化都市宣言を踏まえて、具体的にこのようなアクションを起こすものであると、プランをお示ししていくことになると思う。

○副委員長 今若手が中心で行っているということなので、多分自分とは価値観が違う。これからそれが主になってくると思うので、そういう考え方をすれば、それでいいと思うのであるが、一方我々やその先輩くらいであると、恐らく上位の計画があつて、その下に体系的に事業であるとか計画の詳細が出てくると大体思っている。今度はそうではない理念なので、そこは新しいものを見に行こうということで、そういう可能性もあるという判断でいいかと思うが、一方過去沼田市の施策の中で、施策ありきのものというものがいつ

ぱいあったと思う。これを行ったが、理念やよく分からないからなくなった事業は多分あったと思う。これについては市民も飽きているところが正直あるので、またやってしまったみたいなどころがあると思うので、しっかりとアクションを続けていくこと、それが文化であるとか、理念になるような、そういう継続性を持って進めてほしい。私の周りはその願っている、そのような考えがあるかないか教えていただきたい。

○企画政策課長 難しい御質疑をいただいたので、答えられる範囲かどうか悩んでいるが、所管課としては重複する部分もあるが、総合計画が市の中では最上位の計画ということで、その中に森林文化都市宣言、市民憲章が理念として盛り込まれて、それぞれの計画が組み立てられている。それに基づいたアクションプラン、施策といった事業になると思う。このため、大本はぶれずに、総合計画に反することがないような施策になろうかと思う。森林文化都市は分かりづらいという声は各所で耳にするので、森林文化都市とはこのようなものであると明確に示すことはなかなか難しいものであると思うが、平成2年に宣言してから現在に至っているものであり、総合計画からは、ずれるものではないアクションプランをつくっていくという認識でいる。

○副委員長 大河ドラマが来たとき、それから大正ロマンの街ができたとき、やはり継続性が足りないというか、熱が冷めやすいところが今までの事業にあったことは否めないと、私は正直に思っている。先日の講演でも文化は子供からつくっていくのであるという内容のお話があったと思うが、しっかりと続けていくこと、続けることが目的ではないが、やはり大きなそういう動きをつくるのであれば、しっかりと続けて30年、50年続けていけるような文化になるような施策を願う。答弁は結構である。

○委員長 私からもいいか。

○副委員長 委員長。

○委員長 アクションプランイコールデジタル田園都市国家構想交付金に含まれるような内容で今計画しているのか伺いたい。

○企画政策課長 イコールデジタル田園都市国家構想交付金とは現状ではなっていない。

○委員長 来年度に向けて、11月に説明を聞いてからの話になると思うが、このアクションプランの施策に関して、デジタル田園都市国家構想交付金に該当するものは含まれていないということであるか。

○企画政策課長 例えば来年度すぐデジタル田園都市国家構想交付金に該当する事業というものは現状ではないと思っている。

○委員長 中身が消えるわけではないので、11月に行くのだが、そうなってくると、先ほどこから副委員長が言っている内容が、聞かないと分からないが、何のためにやっているのか質問をされると困るので、その辺を11月のときは明確な回答を示されたほうがいいのではないと思う。私は沼田市デジタル田園都市国家構想総合戦略を本当にやっていただき来年度に向け行っていることはよく分かっているので、それに対し同時にアクションプランをつくっているわけであるから、当然私はデジタル田園都市国家構想交付金を目指してのアクションプランの一部であるかと期待をしていた。すぐすぐとは言わないが、その辺の説明を、当日もそういう場面あるかもしれないが、説明の中にその辺を含ませたほうがいいのではないかと考えたので、そのことについて伺いたい。

○企画政策課長 今御指摘のあった事項については、説明会の中で補足できるように準備

をして参りたい。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、資料にはないとおっしゃっていた、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略のパブリックコメントについて質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 もう1点、ぬまたんちLINEスタンプについて、質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上で企画政策課を終了する。

次に、契約検査課の所管に係る事項について説明願う。契約検査課長。

(横山契約検査課長 説明)

イ 契約検査課

・報告事項

1 令和6年度上半期入札及び検査の執行状況について

○契約検査課長 1 報告事項「令和6年度上半期入札及び検査の執行状況について」である。

資料10ページを御覧いただきたい。まず、「令和6年度 上半期工事等入札執行状況について」説明する。資料11ページを御覧いただきたい。1の競争入札発注件数であるが、一般競争入札68件、指名競争入札32件、合計100件となっている。このうち落札件数は、一般競争入札66件、指名競争入札32件、合計98件となっている。不調については、2件であった。また、カッコ内の数字は、令和5年度の実績となっている。比較すると競争入札発注件数は、3件の増加、不調件数は9件の減少となっている。

次に2の発注件数内訳であるが、一般競争入札では、工事が39件、うち不調が2件となっている。役務が15件で不調はなかった。物品等が14件で不調はなかった。指名競争入札では、建設コンサルタントが11件、物品等が21件で不調はなかった。

次に3の落札率であるが、3-1で発注種別ごとに落札率を記載している。工事の落札率は、91.95%、建設コンサルタントが82.08%、役務が82.35%、物品等が68.04%となっており、全体で75.88%となっている。3-2は、工種別の落札率となっており、参考に後ほど御覧いただきたい。

次に、「令和5年度 上半期工事等検査執行状況について」資料12ページを御覧いただきたい。工事等発注担当課別検査実施件数であるが、検査件数を担当課別、月ごとに集計したものとなっている。上段が工事検査、中段が委託検査となっている。工事検査が11件、委託検査はなかった。上半期に発注した工事等が、徐々に完成を迎えることとなるので、検査のピークはこれからとなる。なお、工事の11件については、検査執行に伴い工事成績評定を付している。2の工事成績評定状況をまとめたものとなる。工事成績評定の最高点が77.8点、最低点が65.8点、平均点が74.1点となっている。

契約検査課からは、以上である。

○委員長 説明が終わった。1 報告事項「令和6年度上半期入札及び検査の執行状況につ

いて」質疑はあるか。私から 1 ついいか。

○副委員長 委員長。

○委員長 3－2 の工種別の建築工事が99.55%の案件であるが、落札率が100%に近いものであるが、この金額について業者は別にして、幾らの工事金額であるか、分かれば伺いたい。

○契約検査課長 その 1 件の個別の資料について現在持ち合わせていないので、詳細は確認してでないとお答えできない。

○委員長 それについては、後でお願いします。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上で契約検査課を終了する。

(4) 今後の日程について

○委員長 次に (4) 今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の提案のとおりとしたいと考えるが、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、そのようにしたい。以上で総務部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

(総務部 退室)

(2) 教育部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは引き続き、次第 (2) 教育部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。教育総務課の所管に係る事項について説明願う。教育総務課長。

(栞原教育総務課長 説明)

ア 教育総務課

・報告事項

1 「沼田市立小中学校適正規模・適正配置基本方針について」

○教育総務課長 1 報告事項「沼田市立小中学校適正規模・適正配置基本方針について」である。

資料 1 ページ 教育総務課報告事項を御覧いただきたい。1 沼田市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針についてであるが、本基本方針は、先月の常任委員会で御報告させていただいた審議会からの答申を受け、先月末の教育委員会で議決されたものであり、統廃合の枠組みを検討する基本的な考え方が示されている。本日は、その概要について御報告させていただく。

別冊の基本方針概要版の 1 ページを御覧いただきたい。上のグラフ、児童生徒数の推移であるが、平成21年度から令和12年度までの推計値となっている。下の出生数の推移は、

これまでの審議会での検討資料から、最新データの令和5年の出生数が出たので、これを追加した。令和4年の出生数は203人であったが、令和5年は174人にまで減少している。

2ページを御覧いただきたい。「学校再編の検討方針や統廃合の時期について」であるが、学校再編の検討は令和6年4月1日までの出生数から小学校は令和12年度、中学校は令和18年度までの児童生徒数の推計を参考に、適正規模を考える。また、小規模学校を継続する場合には、地域の特色を生かした教育課程の編成や学校の新しい形を検討するなど、よりよい学びの形に着目していく。学校統廃合の具体的な実施計画案は、おおむね令和7年度から18年度までのものとし、人口推計や社会状況の変化により、定期的に見直すこととしている。「学校再編では、保護者をはじめ地域住民との話し合いを大切にします」ということで、一律に統廃合を前提に検討することなく、保護者や地域住民の学校に対する思いに配慮しながら話し合いを進める。まずは、生活圏に合わせ、旧沼田町、利南地区、池田地区、薄根地区、川田地区、白沢地区、利根地区の7ブロックに分かれて話し合いから始め、その後、各エリアの児童生徒数の状況により、地域住民を集めた意見交換の場へとつなげていきたいとしている。「沼田市らしさを生かした学びのかたちを目指して」であるが、学校再編の視点として、沼田市の雄大な自然のもと、子供たちが豊かな心を育み、人の温かさに触れながらたくましく成長していくため、沼田市でしかできない学びについても考え、とし、地域・共育・安全という3つのキーワードと、統廃合の目指す方向性として、地域とともにある学校。これは友達や地域との関わりなど、より切磋琢磨できる環境をつくる。多くのものに触れ、様々な経験をすることで、広い視野を身につけ、子供の可能性を伸ばす環境をつくる。もう1つの社会性を育む学校。沼田市のよさを生かした体験学習の機会を広げ、郷土愛を育む。広く地域と連携協働し、故郷で学び育てる環境をつくるとしている。

3ページを御覧いただきたい。ここが基本方針の核心部分である。学校の適正規模は

(1) 国の基準では小学校中学校ともに1校当たり12から18学級としているが、(2) 沼田市における適正規模は、いただいた答申で複数学級が望ましいとされていることから、これを尊重し、小学校では6学年あるので12学級以上、中学校は3学年あるので6学級以上としている。学校の適正配置、通学時間については、表の中に国の目安があるが、小学校はおおむね4km以内で1時間以内、中学校はおおむね6km以内で1時間以内となっているが、沼田市の適正配置の目安となる通学時間は、いただいた答申で、小中学校の区別や通学手段を問わず、おおむね45分以内に通学できる範囲が望ましいとされたことから、これを尊重した内容としている。

4ページを御覧いただきたい。「適正規模適正配置の目安から学校の統廃合を考える」とあるが、ここでは1学年2学級以上と、通学時間45分以内の基本事項を踏まえ、実際にどうやって統廃合の検討を進めるか、その進め方について踏み込んだ内容を示している。まずは、地域での話し合いを進めるに当たり、学校区単位の前段として、市内を7つの地区に分けて検討する。そして、重要なポイントとなるが、小学校は適正規模に関わらず、原則として7つの各地区に1校を配置するとしている。理由としては、1つは小学校では長時間に及ぶスクールバス通学等を避けるため、もう1つは成長段階を考慮し、地域で子供を育てる環境を重視するためとしている。そして、各地区内の合計学級数によって残す学校数の目安を原則1校または2校までと示している。2ページで説明した沼田市らしさを生

かした学びの形を目指すにあたり、小学校は地域コミュニティの核でもあることから、地域とともにある学校として、地域と連携協働し、故郷で学び育てる環境をつくることを目指すものである。一方、中学校についてであるが、社会性や人間性を育む学校として、適正規模、適正配置の目安から原則統廃合を検討するとしており、具体的には、令和18年度に推定される地区内の合計学級数が6学級以上で、原則1校まで6学級未満であれば適正配置の目安により統廃合を検討するとしている。共通事項として、著しく児童生徒数が減少する学校については、PTA組織や振興協議会等と意見交換を進め、早急に統廃合を検討するとしている。

5 ページを御覧いただきたい。統廃合によって適正規模となる学校や小規模校、義務教育学校等において期待される効果や目指す方向性をイメージしたものである。適正規模の学校では、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、1人1人の資質や能力を伸ばしていくとしている。一方、小規模校や義務教育学校などでは、1人1人が活躍する機会が多く、体験活動や異学年交流、きめ細かな指導、支援の充実、保護者や地域との連携により、児童生徒の可能性を最大限に引き出すとしている。このように急速な少子化の進展がきっかけでもある小・中学校の統廃合であるが、当然その目的は、よりよい学校教育の実現であり、単に数合わせによる統廃合にとどまらず、沼田市らしさを生かした沼田市にしかできない学びの形など、統廃合のその先を丁寧にし、説明しながら、地域住民や保護者の皆様と同じ方向に向けるよう検討を進める必要があると考えている。

最後、6 ページを御覧いただきたい。ここで誤植があったので、訂正をお願いしたいと思う。緑のバーのところの最後、学校別の児童生徒数等の推移とあるが、こちらを推計に訂正を願いたい。その2行下の文末に児童生徒数の推移、となっているが、こちらも同様に推計に訂正を願いたい。この表の学級数は、複式学級を考慮した普通学級数の推移である。上の表は小学校で、令和6年度と令和12年度の推計を比較しており、下の表は中学校における令和18年度の推計との比較である。4 ページで示した地区の合計学級数による学校の配置数について説明させていただく。7つに分けた地区のうち、例えば旧沼田町の小学校は沼田小学校、沼田東小学校、沼田北小学校の3つである。この3校における令和12年度の学級数の合計は8 + 7 + 8 で23学級となり、目安の12学級以上なので、2校まで配置できるとなる。同様に、利南地区の小学校は升形小学校と利南東小学校の2校で、2校における令和12年度の学級数の合計も、6 + 7 で13学級、目安の12学級以上なので、2校まで配置できるとなる。池田小学校から白沢小学校までは各地区に1校しかないので、目安未満でも原則1校を配置するとなる。利根地区は利根小学校、多那小学校の合計学級数が目安未満なので、原則1校を配置するとなる。なお、この残し方であるが、統合と統合の対象となる学校は、同一地区内で統合するという統合の枠組みを示したものではないので、仮に利根地区で利根小学校を残す場合、多那小学校は、利根小学校と統合するものとしたものではない。

次に、中学校についてであるが、中学校は適正規模、適正配置の目安から原則統廃合を検討するとしており、具体的には、令和18年度に推定される地区内の合計学級数が6学級以上で、原則1校まで、6学級未満であれば、適正配置の目安により統廃合を検討するとしている。これを下の表に照らすと、多くの中学校が適正規模の目安で統合の対象となる

が、これに適正配置の観点を加え、義務教育学校や小中一貫校等も考慮した枠組みが検討されることとなる。今後についてであるが、基本方針をもとに、具体的な統廃合の実施計画策定に向けた検討を進めて参る。既に庁内検討組織を設置したところであり、庁内検討委員会で事務局から枠組みの素案を示した上で検討を始める。また、具体的な実施計画策定前に、各地域に出向き、保護者や地域住民と意見交換の場を設ける予定である。

教育総務課からは以上である。

○委員長 説明が終わった。1 報告事項「沼田市立小中学校適正規模・適正配置基本方針について」質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 まず、資料 1 ページ沼田市の児童生徒の推移と出席数の推移の、人数の合わせを確認させていただきたいが、上のグラフの令和 6 年度で小学校の生徒数である青いグラフで1,787名ということであるが、出生数の推移がどこで年度と合うのか教えていただきたい。

○教育総務課長 上のグラフと下のグラフの違いであるが、児童生徒数の推移については年度である。一方で出生数は、1 月から12月までの年になる。このため、児童生徒数の上の推移に改めるときは、当然その年から年度に改めたカウントで児童生徒数として推移しているものである。

○副委員長 そうするとなんとなく 3 か月ぐらいうれが出るのかと受けとるが、上のグラフで令和12年度が1,232人というところで、出生を見ても400人と、174人でこのずれについて、説明いただきたい。数字が乖離しているように思える。

○教育総務課長 年度を追ったときの出生数とのずれであるが、当然出生数の生まれた子供がそのまま入学してくれれば、入学者数としてカウントはされるのだが、生まれたけれども転出したということが当然考えられるので、そういった形でずれてきているものと認識している。

○副委員長 6 年間あるうちの合計数と転出や転入のずれだということの認識でいいのか。

○教育総務課長 はい。

○副委員長 分かった。

○委員長 今おっしゃっていることは、比率でやっているのか、理解できなかったのもう一度説明願いたい。

○教育総務課長 比率ではなく、あくまでもその児童生徒数の表は、令和 6 年度までは実数となっており、令和 7 年度以降はそれまでの出生数からの推計値ということで推計している。

○委員長 7 年度以降は推計であるということか。

○教育総務課長 7 年度以降は推計値である。

○委員長 分かった。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で教育総務課を終了する。

次に、学校教育課の所管に係る事項について説明願う。学校教育課長。

(林学校教育課長 説明)

イ 学校教育課

・調査事項

1 「通学路、通学方法の検討について」

○学校教育課長 1 報告事項「通学路、通学方法の検討について」である。

2 ページを御覧いただきたい。「通学路、通学方法の検討について」は、児童生徒が通う通学路の安全を確保するためには、教育委員会及び市長部局、学校、保護者、警察などの関係機関、地域の方々とで連携を図り、取り組むことが重要であると考えている。

各学校においては、「学校保健安全法」第27条に規定されている学校安全計画に基づき、児童生徒に対して登下校に関する安全指導を徹底するとともに、通学路の設定と安全確保に当たっては、児童生徒の安全を第一に考えて、実際に通学路の状況を把握し、交通事情、犯罪や鳥獣等による被害防止、土砂崩れなど、防災の観点について考慮し、校長が、学校周辺の可能な限り安全と思われる道路を、保護者や地域の理解を得て決定することが大切であると認識しているところである。また、スクールバスや自転車等の利用については、各学校で設けている基準に従い、対応している。

特に、学校によっては通学区域が広大であったり、山間部や河岸段丘による高低差があったりするなど、地理的条件によって交通手段や通学時間等も多様であることから、それぞれの状況に応じた安全管理が求められるところである。また、交通安全の観点だけでなく、不審者や熊などからの被害防止という生活安全の観点や、台風や大雪など、災害に対する観点からも、家庭や地域と連携しながら、安全指導を強化しているところである。

さらに、安全指導に加え、3ページからの資料「沼田市通学路交通安全プログラム」に基づいて、学校教育課、沼田警察署、学校代表やPTA、道路管理者である土木事務所や建設課とで、定期的な通学路の合同点検を行い、対策必要箇所やその対策を周知している。具体的には、6ページからの資料のとおり、昨年度は、学校から報告のあった19か所について点検・対策を行って、その効果をまとめ、HPでも公表しているところである。19か所の内訳については交差点が4、道路が14、踏切が1である。

また、資料9ページの文部科学省・国土交通省・警察庁からの通知である。下段、下から5行目の注意書き4番にあるように、教育委員会・学校は「安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等」、道路管理者は「歩道の設置・拡充や防護柵等の整備」、警察は「信号機の設置や速度規制の実施等」に努めるなど、適切な役割分担の下で協力し、それぞれが役割を果たして子供たちの安全を確保しているところである。

学校教育課からは以上である。

○委員長 説明が終わった。1 報告事項「通学路、通学方法の検討について」質疑はあるか。大島委員。

○大島委員 私が議会でも言っているが、利南東小学校については、どこに出ているのか。

○学校教育課長 こちらは学校からの報告になるので、昨年度について、利南東小学校からは、対策箇所の報告がなかったため、この表には載っていない。

○大島委員 学校からの報告がないということであるが、あそこほど危険な学校はない。昨年度報告はなかったということで、それまでに報告はあったということか。

○学校教育課長 利南東小学校のいわゆる通学路の坂に関しては、以前にも出ていたところで、以前点検をして対策としては、安全指導に努めるということでやっている。したが

って、こちらの表にはないが、昨年度これとは別に、学校教育課と学校とPTA会長さんで点検させていただいて、危険箇所の確認をし、できる対応をさせていただいたところである。

○大島委員 今の通学の坂道も不審者は出るし、有害鳥獣も熊が出たという話もあるし、国道120号を横断するものである。それで私が質問した翌日の夕方であったか、実際子供がはねられて、この間もまたはねられた。120号横断で。地形的に言うと、二宮神社のところも危険だということで引っ越して、学校はそういうわけにはいかないから残っている子供がいる。とにかくそのようなことを考えるとものすごい危ないところがいっぱいある。そのような状況で載っていなかったため。統廃合でも利南地区は2校となっているが、升形小学校はそれほど危険な箇所はないが、利南東小学校はそういう面では、あの場所は非常に危険で、子供たちも7割から8割近くが上段である。下段の子供は2割ちょっとで、その辺もよく考えないと、とにかく危険な場所であるから、相対的に見れば、一番学校の中で危険な場所なので、その辺を今後考慮してもらわないとうまくないので、よろしくお願いしたい。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 自分のほうからだが、自転車の通学に対して、今許可されている学校の数、名前が分かれば教えていただきたい。

○学校教育課長 自転車通学を許可している学校ということであるが、全部で8校ある。その内訳としては、小学校が1校、中学校が7校である。7校の内訳であるが、沼田西中学校、沼田東中学校、池田中学校、薄根中学校、白沢中学校、利根中学校、多那中学校である。

○副委員長 ほかに沼田中学校は自転車通学を許可していないのか、駄目と言っているのか分からないが、先ほどの教育総務課のほうの話とかぶってしまう、少しずれてしまう可能性もあるが、小学校も中学校も45分以内が適正な限界の通学距離であるということを示されているが、これだけ暑くなってきた時代、もしくは雪が降るとなったときに45分歩くという行為が、言葉で書くと歩けそうなイメージもあるが、45分夏に歩くのは結構大変であると思う。そういったときに自転車の通学を、小学生の高学年まで広げるとか、中学生を全部解禁にするとか、学校任せになっているのか、それとも市のほうから、通達を出せるものなのか教えていただきたい。

○学校教育課長 現在、通学方法としては、徒歩、自転車又はスクールバスということであるが、スクールバスについては、おおむね4キロという目安を立てている。自転車については地区の状況に応じて学校のほうで設定しているという現状である。確かに暑さ対策とか、不審者対策とかいろいろなことがあると思うので、今後、学校再編の動きと合わせて研究してまいりたいと考えている。

○副委員長 自転車通学についてであるが、高校生の自転車による事故が群馬県がワーストワンということで、それが利根沼田に当てはまるかどうか分からないが、やはり原因として、小学校とか中学生の時に自転車に乗る機会が減って、高校生になって突然自転車を乗り出したため事故になると言われている。多分小学校のときに1回ぐらい自転車の通学教室などの安全教育は各学校なのか、市のプログラムとしてあるのか分からないが、小学校中学校に対して安全指導はされているのか現状を教えていただきたい。

○学校教育課長 自転車に関する安全指導安全教室の実施についてであるが、安全教室については、学校のほうで毎年行っている。市から指導というよりも、学校独自に毎年行うものとして、常識というか当たり前になっているという状況である。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 通学路の関係で先ほど利南東小学校の話題が出たが、結局ほかに方法がないので、指導を強化しようという対応で終わっているわけである。先ほど課長が言ったように、交通事故の予防が一番の目的であったのが、鳥獣であるとか、人災であるとか、危険箇所であるとか、このような問題がクローズアップされた。あるいは栃木の少女が亡くなるなど、複数の痛ましい事件が起きた。それは交通事故ではない話である。であるから、通学路が危険なので、通学路を変えるということができないと課長に前にお聞きしたが、道ではないという理解をしてしまえば、スクールバス等で通えるのではないかと思う。もう人間の力では限界なので、学校とすればそこは道ではないと認識し、4キロとか6キロを超えるので、スクールバスの対象になる。こういう考え方でもしないと、あそこは本当にもうどうに考えても危険である。これで何かあったときには絶対問われる。今課長が答えてくれたとおり、みんなによく指導したでは済まされないと私は思っている。そのためそのような考え方で、もう一度上に上げて、白沢小学校も同じであると思う。あそこをやはり通学させるというのはおかしい。要するに学校が指定した安全が確保できる道はない。それなので、遠回りをして安全を確保するためにスクールバスに乗車させることにした。こういう考え方をもう一度検討していただきたいと私は思っている。何かあればお答えしていただきたい。

○学校教育課長 まず通学路の変更も含む件に関してであるが、利南東小学校では、通学道路に指定されている坂が3つあり、そのうちの一番東側の坂になると思うが、こちらについては熊の目撃情報があったということで、昨年度の後半から引き続き、今年度も通学路としては使用しないという措置で、ほかの2本の坂を使っている現状である。

また、スクールバスの検討については、学校再編の動きもあるので、さらに研究を進めなければいけないと思っているところである。もう1つ御説明させていただければと思うが、利南東小学校の取組として、利南東小学校の4町が元区長を中心とした見守り隊を組織されて、日常の登下校やパトロールに関連して、毎年12月に会議が開かれているそうである。今年度は学校のほうで、この4町の代表の方に来校していただいて、9月に情報交換を行い課題等を共有したところ、現状では学校・家庭・地域が連携することで認識を持ったそうである。12月に学校が参加していない4町だけの会議があったが、学校が出向いて話し合いを重ねるなど、またコミュニティスクールの学校運営協議会制度もあるので、こちらのほうを利用して、マンパワーになってしまうができる取組は行っていきたいということで動いているところである。

○高柳委員 その地域の動きは、多少私も伺っているところであるが、3つある坂のうちの1つが熊が出たということで、残りの2つであるが、その残りの2つもジャングルみたいなところを通ってくる。そこへも写真を撮りに行ったが、熊が出たという看板があり、通っている人が何日にも出たと書いてある。それでもそこがまだ残っているわけである。そういうことを考えるとなくなってしまうので、やはりその父兄の皆さんと、学校の涙ぐましい努力は分かるが、いざ何かあればみんなで頑張ったのだから仕方がないでは、

やはり済まない。それほどの危険な場所であると思うので、もう1か所も出た、ほかの箇所も出たと言ったら、事実上通学路がないわけである。ほかを回るしかないわけなので、そういう捉え方で学校再編に合わせて、一刻も早くあそこを通らなくて済む方法を検討していただきたいと思う。答弁は結構である。

○委員長 ほかに。中村委員。

○中村委員 大島委員、高柳委員から、いろいろと危険だという話が出て、課長のほうから話のあった3つの坂を下から上がってきたところで、横塚町の区会委員として月曜日の割り当てで交通指導のパトロールに立っており、今度金比羅坂に移って指導するのだが、今後も閉鎖する予定なのか。

○学校教育課長 閉鎖については、一時的に止めさせていただいている状況である。

○中村委員 実際今後先ほど2人の委員も言っているように、人や鳥獣などの被害に遭ってからでは対応が遅いと思う。ぜひその辺を踏まえて閉鎖するということであれば、今後スクールバス等の検討をしていただいて子供達の安全の確保をしていただきたい。これは答弁結構である。そのほかに蜂の巣、下久屋町であったと思うが、駆除して市から2分の1の補助で地元が2分の1補助したのだが、その辺の苦情に関しての、指導みたいなものは教育委員会で何かしたのか。

○学校教育課長 蜂の巣の件でごあるが、ほかの学校でも同様の案件が同時期にあり、区長さんと相談をし、教育総務課、市長部局の関係課にも相談して働きかけをさせていただいた。どちらかというとも早めに動くことができたとの認識であるが、学校から情報が入ったら、関係課につなぐという、そんな動きをさせていただいているところである。

○中村委員 利南東小学校の下から通っている子供達は割と安全なのだが、先ほど2人の委員も言っているように、上段から下段へ通っている子供、また帰りは上へ上がるこの通学路が、非常に危険である。蜂の巣駆除の話もあったので、重ねて申し上げるが、安全確保を十分検討していただきたい。答弁は結構である。

○委員長 ほかに。休憩する。

(休憩 午後2時40分から午後2時50分)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で学校教育課を終了する。

(4) 今後の日程について

○委員長 次に(4)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の提案のとおりとしたいと考えるが、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、そのようにしたい。以上で教育部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。休憩する。

(教育部 退室)

(休憩 午後 2 時54分から午後 3 時00分)

○委員長 会議を再開する。先ほど私のほうから質問させていただいた契約検査課長からの報告がある。

○契約検査課長 先ほど委員長からの質疑について、御回答をさせていただく。工種別落札率の中で建築一式が 1 件で99.55%の落札率について御質疑であったかと思うが、この案件については、運動公園管理事務所棟改築工事になる。こちらは現在ある管理事務所等を解体して、新たに平屋の管理事務所棟を建築するものであるが、同工事と比べてそういった建物を建てる関係でなかなか経費を削減するところがなかったということが考えられる。予定価格を公表しており予定価格が4,470万円、落札価格が4,450万円で、99.55%という落札率になっている。以上である。

○委員長 分かった。休憩する。

(休憩 午後 3 時02分から午後 3 時04分)

(3) 総務部及び教育部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 休憩前に引き続き会議を開く。それでは次第(3)総務部と教育部の所管事項に関する調査事項の検討会・意見交換に入る。最初に総務部について。今成委員。

○今成委員 中央公民館跡地について、ルートインの駐車場とは別の案がでたとの話をうかがった。このため財政課に確認したい。

○大島委員 確約の話ではないが、聞くことはできると思う。

○今成委員 多分当局も言わないかもしれないが。

○委員長 これだけでは、調査事項とはならない。

○大島委員 どういう利用方法にするのか等であれば調査事項になるが。

○委員長 調査検討状況はどうかというのであれば。

○今成委員 その後の進捗状況についてということをお願いしたい。

○大島委員 これについては、3月に一度聞いたのではないか。

○今成委員 トライアルサウンディングの結果1件しかなかったということであった。

○委員長 前にゲートつきの駐車場でやるのは反対になり広場になった。

○高柳委員 今年度は沼田まつりで使ったから、それ以外はないと思う。だから新年度からどうするのかと聞けるのではないか。

○委員長 聞いたほうがいいのかどうか。

○中村委員 聞くことは可能であると思う。利活用についてということで。

○委員長 それでは、1つはこれにする。ほかは。発掘調査の件について、結果はどうであったか。今年度発表することになっていたか。

○大島委員 3月に発表である。

○高柳委員 今年度末までに発掘調査が終わったと言っていたから、今年度末前に終わるはずである。

○委員長 発掘調査はもちろん終わって、現在は報告書の段階であろう。

○大島委員 まとめは3月である。

○副委員長 発掘をしているのか。

- 高柳委員 横塚の話であるか。
 - 委員長 沼田公園の話である。
 - 高柳委員 公園のほうは、年度末までに報告書を上げることになっている。
 - 委員長 だからこちらからどうこう言わなくても、報告があるということでもいいか。
 - 高柳委員 報告書は出る。
 - 委員長 分かった。ほかに。
 - 高柳委員 発掘調査について聞いてもいいのではないか。
 - 中村委員 公園の発掘調査の状況についても、聞いたのでいいのではないか。
 - 委員長 現在は発掘が終わったので報告書待ちである。
 - 中村委員 進捗状況と報告書がいつ出るのかについて聞けばいい。
 - 委員長 それでは、聞くことにする。
 - 高柳委員 聞いていいか分からないが、水道のことを言っていたので、水を引かなくてはしょうがないとのことで。この間財政課長が説明した中に、水道事業で横塚生品に水道をひくお金が、大きなお金がかかるという5項目の中の1項目に入っている。議会には説明していないが、そういう事業が入っていた。だから67億円の中に入っているのか聞いたら、分からないとの回答であった。
 - 大島委員 それは横塚のほうか。
 - 高柳委員 横塚のほうで、もう発掘調査は今年度終わるわけである。
 - 大島委員 水が足りないのであると思う。
 - 委員長 今の水道の話と発掘の話は関係があるのか。
 - 高柳委員 その後造るために発掘調査をしているわけである。産業団地にするために造成をしようと思ったら、そういうエリアだから、調査をしているわけであり、本当の目的に向けてどういう状態かということは聞けるのではないか。
 - 委員長 発掘調査の進捗状況で。
 - 高柳委員 簡単に言うと、もう終わるか。それで終わったら、道路を広げて水道を引かなければ客はこない。
 - 委員長 道路を広げる話は別の話である。調査事項にはならない。
 - 高柳委員 いつ頃終わるのかは聞けると思う。
 - 委員長 発掘調査の進捗状況で。
 - 高柳委員 どのような調査をしたのかも聞きたい。
 - 委員長 分かった。それでは公園と横塚の両方を聞くことにする。ほかに。なければ事務局確認を願う。
 - 事務局書記 沼田公園発掘調査の進捗状況について、横塚産業団地発掘調査の進捗状況について、中央公民館跡地の利活用の検討状況について、以上3点でよろしいか。
- （異議なしと呼ぶ声あり）
- 委員長 それでは、その3点で調査事項とする。

（４）今後の日程について

- 委員長 次に、（４）今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説

明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回のスケジュールについては、事務局説明のとおりなので
よろしく願いしたい。

(5) その他

○委員長 次に、(5) そのほかについて何かあるか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 なければ以上で終了する。

(午後 3 時15分 終了)